

鬼北町ジビエ施設指定管理者募集要項

鬼北町ジビエペットフード加工処理施設及び鬼北町有害鳥獣処理施設（以下「鬼北町ジビエ施設」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 鬼北町ジビエペットフード加工処理施設

- ①位置 鬼北町大字延川 1164 番地
- ②建物構造 木造平屋建て（建築面積 474 m²）
- ③建築年月日 令和 5 年 8 月 31 日
- ④別紙「鬼北町ジビエ施設指定管理者仕様書」参照

(2) 鬼北町ジビエ一時保管施設（※鬼北町ジビエペットフード加工処理施設に含む。）

- ①位置 鬼北町大字沢松 499 番地 1
- ②建物構造 木造平屋建て（建築面積 40.71 m²）
- ③建築年月日 令和 7 年 2 月 28 日
- ④別紙「鬼北町ジビエ施設指定管理者仕様書」参照

(3) 鬼北町有害鳥獣処理施設

- ①位置 鬼北町大字延川 1159 番地 2
- ②建物構造 鉄骨造（建築面積 158 m²）
- ③建築年月日 令和 4 年 3 月 25 日
- ④別紙「鬼北町ジビエ施設指定管理者仕様書」参照

2 公募の概要

(1) 指定の期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(2) 指定管理者の募集方法及び選定方法

事業計画等を公募し、その内容を審査して指定管理者の候補者（優先交渉権者）を決定します。

(3) 審査方法

鬼北町公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）を設置し、あらかじめ設定した審査基準に基づき事業計画書等の審議を行います。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、応募者に対して速やかに通知するとともに、鬼北町公式ホームページにて公表します。

(5) 協定の締結

指定管理者の候補者の選定後、当該候補者と細目協議を行い、協議成立後に仮協定を締結します。正式な協定は、鬼北町議会の議決を経て当該候補者が指定管理者として指定された後に締結します。

(6) 問い合わせ先

〒798-1395 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永 800 番地 1

鬼北町農林課森林資源活用推進室森林資源活用推進係

TEL 0895-45-1115 (内線 2437) FAX 0895-45-1119

3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(1) 管理の基準

① 関係法令等の遵守

施設の管理運営に当たっては、地方自治法、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設条例、鬼北町有害鳥獣処理施設条例、鬼北町個人情報保護法施工条例など関係法令等をはじめ、適用を受ける仕様書、協定書等を遵守してください。

② 施設・設備の維持管理

施設の管理運営に当たっては、利用者が快適かつ公平に施設を利用できるように適切な維持管理を行ってください。

③ 緊急時の対応

指定管理者は、施設において事故等が発生した場合には、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに町長に報告しなければなりません。

④ 業務を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、鬼北町個人情報保護法施工条例を遵守するとともに、個人情報の取扱いには十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止など個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じてください。

⑤ 他組織との連携

施設の管理運営に当たっては、鬼北町と常に連携をとるとともに、猟友会、南予地域鳥獣被害防止対策協議会構成員、地域住民との協力体制を構築して、鬼北町ジビエ施設の機能が最大限に発揮できるように努めてください。

(2) 業務の範囲

① 有害鳥獣の受入れ及び処理に関すること。

② 有害鳥獣の解体及び解体した獣肉等のペットフード加工販売に関すること。

③ 有害鳥獣の一時保管施設からの運搬に関すること。

④ 鬼北町ジビエ施設の維持管理に関すること。

⑤ 前各号に掲げるもののほか、鬼北町ジビエ施設の管理に関し町長が必要と認めること。

※業務詳細については、別紙「鬼北町ジビエ施設指定管理者仕様書」による。

4 リスク分担

鬼北町と指定管理者のリスク分担は、別表1「鬼北町と指定管理者のリスク分担表」のとおりとし、詳細は、鬼北町と指定管理者が締結する協定において定めます。

なお、あらかじめ定めたリスク分担に疑義が生じた場合や、想定していないリスクが発生した場

合は、鬼北町と指定管理者が協議の上、対応を決定するものとします。

5 管理運営に要する経費等

(1) 利用料金

施設の処理手数料及びペットフード販売等による収入を、自らの収入とすることができます。

(2) 指定管理料の支払

鬼北町は、指定管理者から提出された事業計画書及び収支予算書等を参考に、各年度の指定管理料を予算の範囲内で年度協定書を締結して定めます。

また、指定管理料の支払時期や方法についても年度協定書中に定めます。

(3) 指定管理料の精算

鬼北町が示した水準どおりに指定管理業務を確実に実施する中で、販売収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、鬼北町が想定する基準（「6 利益の還元」参照）を上回る利益が生じた場合を除き、原則として精算による返金を求めません。

また、販売収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。

(4) 指定管理料の増額又は減額

年度協定書で決定した指定管理料の額は、特段の事情がない限り変更しないこととします。ただし、指定管理者が実施する業務を変更した場合及び社会情勢や自然環境の変化に伴う捕獲頭数の明らかな変動があった場合は、鬼北町と指定管理者の協議によりその額を増額又は減額できるものとします。

(5) 経理及び管理口座

経理は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分して整理してください。指定管理者の業務にかかる経費及び収入は、他の業務にかかるものと区分して経理し、専用の預金口座で管理してください。

6 利益の還元

指定管理者が管理業務や自主事業の実施により利益を得た場合、当該利益は指定管理者の経営努力によるものである一方、公有財産である公の施設の管理運営業務から生まれたものでもあります。したがって、計画を大きく超える利益があった場合は、その一部を町民に還元することも必要となるため、以下のとおり利益の還元をお願いすることとします。

(1) 還元の対象利益

鬼北町への還元の対象とする利益は以下により算出することとします。ただし、これを上回る還元方法であれば、指定管理者の提案を採用することができるものとします。

- ① 一事業年度当たりの剰余金（総収入額から総支出額を控除した金額）が基準利益（総収入額に基準利益率を乗じた額）を超える部分に還元率を乗じた額を還元対象利益とします。

[例] (総収入額) 100 - (総支出額) 85 = (剰余金) 15

(総収入額) 100 × (基準利益率) 5% = (基準利益) 5

$$\{(剰余金) 15 - (基準利益) 5\} \times (還元率) 2 / 10 = (還元対象利益) 2$$

- ② 基準利益率は5%、還元率は10分の2とすることを基本とします。ただし、指定管理施設や指定管理者の特殊事情等を勘案し、変更理由を明確にしたうえで基準利益率及び還元率を変更することができるものとします。

(2) 利益還元の方法

利益還元の方法は、次年度以降の指定管理料から控除することを基本としますが、これがない場合は、次の中から選択するものとします。

なお、広く町民に還元される仕組みであれば、指定管理者からの提案による方法を採用することができるものとします。

- ① 指定管理施設の修繕又は改修工事の実施
- ② 指定管理施設の設備又は備品の購入
- ③ 住民サービスの向上に資する事業の実施
- ④ 現金による納入

7 応募者の資格要件

(1) 応募者の資格要件

指定管理者に応募ができるのは、法人及びその他の団体（以下「団体」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとします。法人格を有しない場合は、その代表者について適用します。

なお、個人は応募資格を有しません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する団体でないこと。
- ② 町民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更生手続又は再生手続の申立てをしていないこと。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑤ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- ⑥ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- ⑦ 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は応募者でないこと。

(2) 申請資格の留意事項

- ① 団体は、組織の形態を問いませんが、個人は申請資格を有しません。
- ② 鬼北町ジビエ施設の管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立してなくても、その名称等を使用して申請できることとしますが、鬼北町議会における指定管理者の指定の議決までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出してください。

8 責任の所在等

(1) 責任の所在

指定管理者は、管理運営業務の実施主体として、業務の全てについて責任を負っていただきます。

(2) 業務の全部委託の禁止

管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

(3) サービスの向上

施設を適正に管理するとともに、常に施設利用者に対するサービスの向上を図り、利用者数の増加に努めてください。

9 事業計画等

(1) 事業計画

指定管理者は、事業年度の開始前に、次に掲げる内容について事業計画書を作成し提出しなければなりません。

- ① 事業方針
- ② 人員配置計画
- ③ 年間収支計画
- ④ その他町長が必要と認める事項

(2) 事業報告

指定管理者は、事業年度の終了後 2 月以内に、次に掲げる内容について事業報告書を作成し、提出しなければなりません。

- ① 管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 収支決算
- ④ 管理物件の修繕状況及び管理業務の実施に関し改善すべき事項
- ⑤ その他町長が必要と認める事項

(3) 定期報告

指定管理者は、次に掲げる事項について、報告しなければなりません。

- ① 毎週水曜日までに前週の有害鳥獣の受入状況
- ② 毎月 10 日までに前月の処理手数料及び製品販売収入の状況

10 業務の実施が困難となった場合等の措置

(1) 業務開始前の指定の取消し

指定管理者の業務を開始するまでに、指定管理者（指定管理者の候補者として選定された者を含む。以下同じ。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すことがあります。その場合において、後記 13（1）の審査において第 2 位となっていた申請者を、指定管理者の候補者として決定する場合があります。

- ① 鬼北町議会において指定にかかる議案が否決されたとき。
- ② 指定管理者が倒産若しくは解散したとき、又は社会的に非難される重大な事件を起こしたとき。
- ③ 指定管理者の資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ④ 指定管理者が提出した書類に、虚偽の記載があると判明したとき。
- ⑤ 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ⑥ 指定管理者がこの要項に定める申請資格を失ったとき、又は申請資格がないと判明したとき。
- ⑦ その他指定管理者として指定することが不可能となったとき、又は著しく不適当と認められる事情が発生したとき。

(2) 指定期間満了前の取消し

指定管理者が次の事項のいずれかに該当した場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- ① 指定管理者が業務に際し不正な行為を行ったとき。
- ② 指定管理者が虚偽の報告を行い、又は正当な理由がなく報告等を拒んだとき。
- ③ 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
- ④ 指定管理者から指定の解除の申出があったとき。
- ⑤ 指定管理者の資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ⑥ 指定管理者がこの要項に定める申請資格を失ったとき、又は申請資格がないと判明したとき。

(3) 不可抗力による場合

災害その他不可抗力が発生し、鬼北町及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由で業務の継続が困難と双方が判断した場合、鬼北町は指定の取消しをすることができます。

なお、その場合、指定管理者は、新たに指定された指定管理者又は鬼北町が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を開始できるよう、速やかに業務の引継ぎを行うものとします。

(4) 管理運営業務の水準が低下した場合の措置

鬼北町が実施する調査により、指定管理者の業務が協定書や仕様書に規定した内容や水準に満たないと判断した場合は、是正や改善等必要な指示を行い、指示に従わないときはその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

(5) 損害賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定が取り消され、又は業務停止となったため鬼北町に損害が発生した場合は、鬼北町は損害賠償請求をすることとします。

11 指定管理者選定スケジュール

(1) 公募開始	令和7年9月5日（金）
(2) 応募の受付	令和7年9月5日（金）～令和7年10月16日（木）
(3) 質問の受付	令和7年9月5日（金）～令和7年10月14日（火）
(4) 事業計画書提出期限	令和7年10月16日（木）
(5) 現地説明会（要希望の場合）	令和7年10月16日（木）
(6) 指定管理者選考委員会開催	令和7年11月上旬
(7) 書類審査・面接審査	令和7年11月中旬
(8) 指定管理者の候補者の決定	令和7年11月中旬
(9) 仮協定の締結	令和7年11月中旬
(10) 業務開始の準備	令和7年11月中旬
(11) 議会の議決・指定管理者の決定	令和7年12月中旬
(12) 協定書の締結	令和7年12月中旬
(13) 業務開始	令和8年1月1日（木）

12 応募の手続

(1) 担当窓口

①担当窓口 鬼北町役場農林課森林資源活用推進室森林資源活用推進係

②住 所 〒798-1395 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永 800 番地 1

③電話番号 0895-45-1111

④FAX 番号 0895-45-1119

募集要項等については、鬼北町公式ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.town.kihoku.ehime.jp/>)

(2) 応募の方法

以下の書類を、次の事項に基づき提出する。

No.	提 出 書 類	部数	備 考
1	指定管理者指定申請書（様式第1号）	1部	
2	事業計画書（参考様式1）	1部	
3	収支計画書（参考様式2）	1部	
4	納税証明書	1部 原本	発行の日から1ヶ月以内
5	申立書（参考様式3）	1部	提出の必要がある場合のみ
6	定款、寄附行為又はこれらに類する書類	1部	
7	登記事項証明書又はこれらに類する書類	1部 原本	発行の日から3ヶ月以内
8	直近の事業年度分の財務書類 （貸借対照表・損益計算書等）	1部	
9	団体概要書	1部	

	(所在地・資本金・従業員数・経営理念等)		
10	役員名簿	1 部	
11	印鑑証明書	1 部 原本	発行の日から 3 ヶ月 以内

○提出期限：令和 7 年 10 月 16 日（木）17 時 15 分（必着）

持参する場合は、平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

○提出先：上記 12（1）の担当窓口

○提出方法：持参、郵送又は FAX とする。

○その他

- ・提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ・書類審査の前に、書類の不足・不備の補完、内容不明点の補足説明、追加資料の提出等を求めることがあります。
- ・申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

(3) 質問の受付

本件に係る質問は、質問票により受け付け、メール又は FAX により回答する。なお、電話や来訪など口頭による質問は受け付けません。

○提出期限：令和 7 年 10 月 14 日（火）17 時 15 分（必着）

持参する場合は、平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

○提出先：上記 12（1）の担当窓口

○提出方法：持参、郵送又は FAX とする。

(4) 現地説明会の開催

希望する団体は、事前にご連絡ください。なお、現地説明会への参加は任意であり、参加しないことで選定上不利になることはありません。

○連絡先：上記 12（1）の担当窓口

13 指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の指定

(1) 指定管理者の候補者の選定

① 資格審査

応募書類を受付後、応募者の資格要件の適否について審査を行います。

② 選定審議会による審査

選定審議会を設置して、書類審査及び面接審査を行います。

③ 審査の基準

審査項目とその基準については、別表 2 「指定管理者候補者選定基準」を参照してください。

④ 仮協定の締結

鬼北町長は、選定審議会の答申を受け、指定管理者の候補者を決定します。その後、双方の協議により、施設の管理運営に関する仮協定を締結します。なお、協議が不調となった場合は、選定審議会の審査において第2位となっていた申請者と協議を行う場合があります。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者との仮協定締結後、鬼北町長は鬼北町議会に対し、指定管理者の指定に関する議案を上程します。この議決を受け、鬼北町長は候補者を指定管理者に指定し、協定書を締結します。

協定書の内容は、次のとおりです。

- ① 業務に関する基本的な事項
- ② 指定期間に関する事項
- ③ 事業計画・事業報告に関する事項
- ④ 指定の取消し等に関する事項
- ⑤ 利用料金に関する事項
- ⑥ 指定管理料に関する事項
- ⑦ 指定管理者と鬼北町の責任分担に関する事項
- ⑧ 個人情報の保護及び情報公開に関する事項
- ⑨ 損害賠償及び施設の引渡しに関する事項

14 応募に関する留意事項

(1) 費用の負担

応募にかかる経費については、全て応募者の負担とします。

(2) 審査対象の除外

応募者が次の要件に該当する場合、審査対象から除外します。なお、構成員のいずれかが要件に該当したグループも、同様とします。

- ① 応募書類の定められた提出方法、提出先、提出期間に適合しない場合
- ② 複数の申請を行い、又は複数の事業計画を提出した場合
- ③ 申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ④ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ⑤ 選定審議会の委員に対し、審査を有利にするために接触をした場合
- ⑥ 審査に対し不当な要求等をした場合
- ⑦ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑧ その他不正な行為があった場合

鬼北町と指定管理者のリスク分担表

リスク項目	内 容 等	損失の負担	
		鬼北町	指 定 管理者
物価・金利の 変動	物価水準の上昇による管理経費の増大 金利の変動による資金調達コストの増大		○
施設利用率の 低下	施設の利用率が当初計画より低下したことによる製品販 売収入の減少		○
施設・設備の 修繕への対応	見積額が1件につき 100 万円（消費税及び地方消費税含 む。）以上のもの	○ 要事前協議	
	天災等不可抗力によるもの（軽微なものを除く。）	○	
	上記以外のもの		○
備品の購入 への対応	見積額が1件につき 100 万円（消費税及び地方消費税含 む。）以上のもの	○ 要事前協議	
	上記以外のもの		○
施設利用者 及び地域住民へ の対応	施設の設置に対する要望・苦情・訴訟への対応	○	
	施設の管理運営に対する要望・苦情・訴訟への対応		○
施設内での事故 及び賠償請求	施設・設備の瑕疵から生ずるもの	○	
	指定管理者の管理の瑕疵から生ずるもの		○
保険への加入	施設の設置に関するもの（火災共済保険）	○	
	施設の管理に関するもの（施設賠償責任保険等）		○

指定管理者候補者選定基準

審査基準	審査項目	審査の観点
1. 施設の利用者が快適かつ公平に施設を利用することができること。	○応募団体の概要	・応募の動機 ・団体の設立目的 ・団体の活動実績 ・公共の施設・サービスについての認識 ・指定管理者制度の趣旨についての認識
	○施設の管理運営に当たっての基本方針	・施設の設置目的と適合した管理運営方針がとられているか ・行政や関係機関、地域住民と協調して円滑な運営が図られる方針がとられているか ・法令を遵守する能力や姿勢を有しているか
	○サービスの提供についての基本方針	・施設の特性を十分に理解し、質の高いサービスの提供に寄与しているか ・サービスの向上に常に取り組む姿勢が見えるか
2. 施設の機能を十分に発揮するとともに経費削減が図られること。	○事業計画	・事業計画が現実的かつ具体的な内容となっているか ・応募団体の能力と事業計画に著しい不均衡はないか ・利用者の要望等を把握し柔軟に対応できる内容となっているか ・施設・設備の管理、点検、清掃等の事業が確実に行われる内容となっているか
	○収支計画	・収支計画が適正で実現可能な内容となっているか ・経費削減を図る具体的な提案がなされているか ・施設の修繕費や備品の購入費について、適正な実施が担保されているか ・収支計画と事業計画の内容が合致しているか
3. 安定した管理を行うための人的、経済的基盤を有すること。	○職員の配置	・業務執行に適した人員配置や職務分担がなされているか ・管理業務を円滑に開始するために必要な職員の確保や研修等が計画されているか
	○経済的基盤	・施設を安定して運営するための経済的基盤を有しているか